

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

第5章 共通施策

第1節 環境保全の総合的取組みの推進

第1 基盤的施策の推進

1 総合的・重点的施策の推進

(1) 伊勢湾再生ビジョンの策定

健全な伊勢湾を次世代に継承していくために、中長期的な観点から、伊勢湾再生の基本理念とあるべき姿、伊勢湾再生に向けた基本的な取組及び三重県として実施すべき戦略プログラムを示したビジョンを策定するとともに、当面の取組をとりまとめたアクションプログラムを策定します。

(2) 流域圏づくりの推進

宮川流域を対象とした流域圏づくりのモデル事業である宮川流域ルネッサンス事業を推進します。

(3) 宮川流域ルネッサンス事業の推進

ア 宮川流域ルネッサンス事業の総合調整

宮川流域ルネッサンス事業基本計画及び、第一次実施計画をふまえ、重点施策、シンボル・プロジェクトの具体化を図ります。普及啓発活動・調査研究を継続して実施するとともに、ルネッサンス事業の自立的な推進組織・財源の設立について検討します。

イ 関連事業の実施

宮川流域を取り巻く現状を把握するための諸事業を平成11年度に引き続き実施します。

宮川流域ルネッサンス事業の主な関連事業

宮川支流環境基準類型あてはめ事業	大気水質課	支流の藤川について、環境基準類型あてはめのための諸調査を行います。
宮川流域保全利用調査事業	河川課	(1)治水・利水の検討 (2)砂利問題の検討を行います。
宮川流域森林ゾーニングモデル	森林保全課	環境に配慮した重点的な森林整備を図るため、宮川流域において、森林G I Sを活用してモデル的に森林のゾーニングを行う。

(4) 日本まんなか共和国（福井・岐阜・三重・滋賀）

連携の実施

従来、個々に推進してきた「福井・滋賀・三重地域連携軸」と「岐阜・三重・滋賀広域交流圏」について、より広範囲で多様な連携を進めるため、平成12年度以降4県による枠組みで取り組みを進めていく方向です。

① 福井・滋賀・三重地域連携軸の形成

地域連携の一環として、次に掲げる環境保全に関する取り組みを推進します。

ア 身近なところからの環境保全対策に関する情報交換等

イ 子どもたちが環境問題を身近なものとして考え行動することができるよう、三県の小学生を対象とした「子ども環境会議」の開催

② 岐阜・三重・滋賀広域交流圏の形成

岐阜・三重・滋賀の連携について、次の内容を推進します。

ア 平成9年4月から実施している岐阜県・滋賀県との職員の相互派遣を継続します。

イ 「山地森林環境の活用」をテーマとした共同研究の進捗を図ります。

ウ 廃棄物監視指導担当者による技術研修会、県境検問・パトロール、国等への共同要望の取り組みを引き続き実施します。また、「廃棄物対策担当部局長会議」において、廃棄物問題をテー

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

マにしたさらなる共同事業の検討や情報交換を行います。

エ 企業に対するISO14001認証取得支援事業の実施を検討します。

す。

2 公害防止計画の推進

(1) 四日市地域公害防止計画の推進

平成12年度は、第6期計画（計画期間平成8年度～12年度）の最終年度に当たることから、計画に基づく各種公害防止施策の実施状況等の進行管理調査を実施します。

3 工場等の許可制

(1) 工場等の立地許可審査

四日市地域における環境保全を図るため、引き続き工場等の新增設の許可に係る診査指導を実施します。

第2 環境汚染等の未然防止

1 環境影響評価制度の充実・強化

(1) 環境影響評価

平成11年6月12日から全面施行した「三重県環境影響評価条例」の適正な運用に努め、開発事業等に係る環境影響の低減により適正に環境保全を図ります。

2 公害事前審査制度の活用

(1) 公害事前審査

公害事前審査制度の積極的な活用を図り、工場等の新・増設に関して公害事前審査を行い、公害の未然防止に努めます。

3 化学物質等の包括的な管理対策の推進

(1) 漁場被害の未然防止

ア 貝毒成分等モニタリング事業

英虞湾及び五ヶ所湾等の環境調査を行い、赤潮の早期発見と迅速な状況把握に努め、漁業被害を最小限にするための必要な措置を講じます。

第3 健康被害の救済・予防

1 健康被害の救済・予防の推進

(1) 公害健康被害者に対する補償給付

公害健康被害者に対し各種の補償給付を行いま

(2) 保健福祉事業の実施

ア 転地療養事業

15歳以上の被認定者を対象とした転地療養事業を三重県福祉休養ホーム「ゆずりは荘」（菰野町）において9月25日～9月29日の日程で実施します。

（三重県、四日市市、楠町合同開催）

イ 家庭療養指導事業

日常生活の指導、保健指導等を目的とし、三重県と四日市市において、保健婦による家庭訪問を実施します。

ウ リハビリテーション事業

病気を正しく認識するための療養指導と機能回復のため、リハビリテーション教室を2回、日帰りリハビリテーションを3回実施します。

エ 水泳指導事業

基礎体力の増進を図るため、水泳療法を実施します。

(3) 調査研究の実施

ア 三重県公害保健医療研究協議会における研究協議会総会及び研究発表会を四日市市において開催します。

なお、平成12年度における研究課題は次のとおりです。

- ・ 四日市地域における肺がん死亡の地理疫学的研究（継続）
- ・ 学童のアレルギー素因と気管支喘息の関連に関する疫学的研究（継続）
- ・ 小核試験を用いた大気汚染原因物質暴露状況把握の試み
- ・ 肺癌患者における血清抗p53抗体測定の臨床的意義
- ・ 手術不能の肺癌患者の予後について

イ 環境保健サーベイランス調査

四日市市において地域ごとの呼吸器系疾患の発生状況を調査し、大気汚染との関係を定期的・継続的に把握します。

第5章 共通施策

【第1節 環境保全の総合的取組みの推進】

(4) 健康被害予防事業の実施

ア 健康相談事業

実施主体	楠町
事業名	アレルギー教室
実施場所	楠町保健センター
内容	アトピー乳幼児をもつ保護者に対する相談、指導。

イ 健康診査事業

実施主体	四日市市	楠町
事業名	健康診査事業	
実施場所	四日市市保健センター	楠町保健センター
内容	気管支ぜん息の発症を未然に防止するため、1歳6か月児健康診査の対象者に健診問診票によるスクリーニングを行い、そのうちアレルギー素因児に対し、医師の診察及び保健婦・栄養士による相談事業を実施。	

第4 公害紛争への対応

1 公害等の苦情・紛争の処理

(1) 苦情・公害紛争処理

苦情の申し立てや調停等の申請に対して、迅速に、適切な対応を行います。

(2) 住民による公害状況の調査請求

住民による調査請求に対して、速やかに調査を行い、適切な対応を行います。

2 環境保全協定締結の推進

(1) 環境保全協定指導調整

事業者と市町村長等との間における環境保全協定等の締結を促すとともに、必要な指導を行います。